

令和2年度糸魚川市観光協会旅行商品管理システム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要項

この要項は、一般社団法人糸魚川市観光協会（以下「協会」という。）が実施する、令和2年度糸魚川市観光協会旅行商品管理システム構築業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めます。

1 実施事項

本業務は、協会の旅行商品の紹介及び予約、決裁等について、観光者や旅行者等にとってより分かりやすく利用しやすいものにするとともに、協会の管理の容易性やマーケティングに資するよう、別紙仕様書による旅行商品管理システムを構築し、協会ホームページ「糸魚川観光ガイド」の現行サイト「旅する糸魚川」に代わる、新たなサイトを設定します。

2 業務概要

- (1) 件名 令和2年度糸魚川市観光協会旅行商品管理システム構築業務
- (2) 業務内容 別紙「糸魚川市観光協会旅行商品管理システム構築業務委託仕様書」のとおり
※ 仕様書の内容は現時点のものであり、今後の打合せ等で変更する可能性があります。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 上限額 金2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 契約書の予定価格を示すものではなく、この金額で契約を約束するものではありません。

3 選定方式 公募型プロポーザル方式

4 参加要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる参加要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務と同等・同種の業務に係る契約を元請けとして履行した実績があること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本要項の公表日から締約締結時までのいずれの日においても、糸魚川市または他の自治体において指名停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て中、又は更生手続き中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立て中、または再生手続き中ではないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (9) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア その役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは、営業所の代表者をいう。以下、この条において同じ。）が糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）第2条第3号に規定する者（以下、この号において「暴力団員等」という。）であること。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。
- ウ その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。
- エ その役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持または運営に協力し、又は関与していると認められること。
- オ その役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められること。
- (10) 糸魚川市業務委託等契約希望者名簿に登録されていない事業者が参加する場合は、次の書類を提出すること。

書類	注意事項
① 登記簿謄本(写し可)	3か月以内に発行された最新のもの。
② 市町村税等に関する納税証明書(写し可)	3ヶ月以内に発行された最新のもの。 市町村民税とは、市町村税全般(市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税等)、東京都の特別区にあたっては、都税などのことをいう。
③ 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書(納税者のみ写し可)	課税事業者は、3か月以内に発行された最新のものを提出すること。
④ 財務諸表の写し	最新のものを提出すること、
⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書	糸魚川市指定様式「暴力団等の排除に関する誓約書(兼同意書)」にて提出すること。

5 業者選定スケジュール

業者選定にかかるスケジュールは、次のとおりです。

書類	注意事項
募集開始	令和2年11月20日(金)
質問の受付期限	令和2年11月26日(木)正午まで
質問の回答予定日	令和2年11月30日(月)
プロポーザル参加表明書等の提出期間	令和2年12月4日(金)午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和2年12月10日(木)午後5時まで
審査(プレゼンテーション)	令和2年12月16日(水)午後を予定
審査結果の通知	令和2年12月21日(月)までに通知予定

6 質疑の受付

本件に関する質疑は、質問書（様式第1号）により電子メールにて受け付けます。

メール送信後に必ず協会事務局へメール送信した旨の電話をしてください。

- (1) 受付期間 令和2年11月20日（金）～同年11月26日（木）正午まで
- (2) 回答方法 令和2年11月30日（月）質問要旨、回答を公開します。

7 プロポーザル参加表明書の提出（必須）

参加要件を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、下記によりプロポーザル参加表明書等を提出して下さい。

- (1) 提出書類
 - ア プロポーザル参加表明書（様式第2号） 1部
 - イ 会社概要（様式第3号） 1部
 - ウ 業務実績（様式第4号） 1部
- (2) 提出期限 令和2年12月4日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送によること。持参による受付時間は、事務局が開いている午前8時30分から午後5時までとします。

(4) 参加資格

「糸魚川市業務委託等契約希望者名簿」に登録されていない事業者が参加する場合は、上記（1）提出書類と併せて、本実施要項の第4項第10号に記載されている書類を提出して下さい。

(5) 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加表明書等を提出しなかったものは、以降の手続きに参加できないものとします。

8 企画提案書等の提出（必須）

プロポーザル参加表明書を提出したものは、企画提案書等を次のとおりの提出して下さい。

- (1) 提出書類 企画提案書類一式の様式は任意とし、原則A4版とします。
 - ア 企画提案書（業務行程及び実施体制含む）15ページ以内で両面印刷。
 - イ 見積書（税込み価格。税抜き価格が分かるようにすること。）

(2) 提出期限

令和2年12月10日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送によること。なお、持参による受付時間は、事務局が開いている午前8時30分から午後5時までとします。

(4) 提出部数

- (1)-アは、製本（ファイル等）に閉じる）して、5部提出して下さい。
- (2)-イは、1部提出して下さい。

(5) 留意事項

- ア 必要に応じて、提案者へ任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- イ 企画提案書等は、1社につき1提案のみ受け付けます。提出後の追加や差し替えや再提出は認めません。
- ウ 見積書は、宛名を「糸魚川市観光協会」宛とし、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載して下さい。

9 審査

企画提案の審査は、「糸魚川市観光協会旅行商品管理システム構築業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）が行います。

(1) プレゼンテーション

ア 日時 令和2年12月16日（水）午後を予定

時間・場所については別途お知らせします。プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外となります。

イ 実施方法

- ① 15分以内の説明の後、10分程度の質疑を行います。
- ② 参加者側の出席者は、2名以内とします。
- ③ 説明の際に用いることができる資料は、提出した提案書のみとします。
- ④ 提出した企画提案書資料の投影を可とします。スクリーンとプロジェクターは協会を設置しますが、パソコン等は参加者側で準備して下さい。

(2) 審査

審査会において、下記審査基準にもとづいて総合的に審査し、最高得点者を優先交渉権者、次点の者を次順位交渉賢者として決定し、参加者へ通知します。なお、審査内容や結果に対する質問、異議については一切受け付けないこととします。

【審査基準】

審査項目	評価の視点
業務遂行力	<ul style="list-style-type: none">・ 業務を遂行する上で十分な体制であるか。・ 本業務の実施に資する専門性は十分か。・ 円滑に事業を遂行することができるスケジュールになっているか。・ 類似業務の実績状況はあるか。
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・ 事業の趣旨、目的及び仕様書に沿った提案内容であるか。・ 閲覧者への利便性等や管理者の操作性の向上に沿った提案内容であるか。
経費	<ul style="list-style-type: none">・ 見積金額は提案内容に対して適当であるか。

(3) 優先交渉権者との協議

協会は、優先交渉権者と提出された提案書をもとに、具体的な条件等の合意に向けた協議を行います。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、協会は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉します。

(4) 契約締結

協会と交渉権者は、提出された提案書をもとに本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、契約の締結を行います。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 契約締結時までに参加要件のいずれかを満たさなくなった場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

エ その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

10 その他

- (1) このプロポーザルに要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却いたしません。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外には使用いたしません。
- (3) 企画提案書に、著作権や肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上で掲載して下さい。
- (4) 本要項に定めのない事項については、協会及び審査会等において協議して決定します。

11 お問い合わせ先・書類の提出先

〒941-0061 新潟県糸魚川市大町1丁目7-47

(糸魚川ジオステーション ジオパル内)

一般社団法人 糸魚川市観光協会 事務局 担当：佐々木

受付時間 午前8時30分～午後5時まで

電話： 025-555-7344

FAX： 025-555-7364

E-mail：itoigawa-kanko@ae.wakwak.com

【様式第1号】

質 問 書

令和2年 月 日

一般社団法人 糸魚川市観光協会
代表理事 尾崎 毅 様

業務委託の名称	糸魚川市観光協会旅行商品管理システム構築業務委託
事業者名・代表者 所 属 担 当 者 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

該 当 資 料 名	
ペー ジ ・ 項 目 名	
質 問 事 項	
質 問 内 容	

※ 提出の際は下記の送信し、質問未受領防止のため送信後に電話確認をお願いします。

- 送信先メールアドレス：itoigawa-kanko@ae.wakwak.com
- 確認先 (一社) 糸魚川市観光協会 事務局 担当：佐々木
電話番号 025-555-7344

【様式第2号】

プロポーザル参加表明書

令和2年 月 日

一般社団法人 糸魚川市観光協会
代表理事 尾崎 毅 様

当社は、令和2年度糸魚川市観光協会旅行商品管理システム構築業務委託に係るプロポーザル実施要項の内容を理解し、ここに参加資格要件の項目すべてを満たすことを証し、参加を希望するのでその意向を表明します。

1 事業者

住 所	
事 業 者 名	
電 話 番 号	
代表者 職・氏名	⑩

2 担当者

担 当 者 所属・職・氏名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

【様式第3号】

会 社 概 要

提出日現在

会社・法人等 名 称	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
売 上 高 (直近決算額)	
従 業 員 数	
会 社 沿 革	
事 業 内 容	

※ 記入欄が不足する場合は追加、又は別紙による提出でもよろしいです。

【様式第 4 号】

業 務 実 績

提出日現在

No.	発注者 (観光協会等の名称)	受託期間	ホームページの新設・改修等の概要	閲覧可能な URL (動画等が Web 上に公開されている場合)	備考
1		年 月 ~ 年 月			
2		年 月 ~ 年 月			
3		年 月 ~ 年 月			
4		年 月 ~ 年 月			
5		年 月 ~ 年 月			